

資料編

開示項目の概要

信用金庫法施行規則等に基づき、開示が必要とされる各項目を、以下の頁に記載しております。



2021年度新入職員入社式(2021年4月1日 新型コロナウイルス対策として、2回に分けて開催。※撮影時のみマスクを外しました)

単体(信用金庫法施行規則第132条等に基づく開示項目)

1.金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	69
(2)理事・監事の氏名及び役職名	69
(3)会計監査人の氏名又は名称	36
(4)事務所の名称及び所在地	69~70

2.金庫の主要な事業内容	24
--------------	----

3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	5~8
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	41
②経常利益	41
③当期純利益	41
④出資総額及び出資総口数	41
⑤純資産額	41
⑥総資産額	41
⑦預金積金残高	41
⑧貸出金残高	41

⑨有価証券残高	41
---------	----

⑩単体自己資本比率	41
⑪出資に対する配当金	41
⑫職員数	41

(3)直近の2事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標

A.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	41
--	----

イ.資金運用収支、役務取引等収支及び	
--------------------	--

その他業務収支	41
---------	----

ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
--------------------	--

平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	42
-------------------	----

エ.受取利息及び支払利息の増減	42
-----------------	----

オ.総資産経常利益率	42
------------	----

カ.総資産当期純利益率	42
-------------	----

②預金等に関する指標	6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして
ア.流動性預金、定期性預金、 その他の預金の平均残高 43	金融庁長官が別に定めるもの 40
イ.固定金利定期預金及び変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高 43	7.退職給付会計に関する事項 40
③貸出金等に関する指標	※直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名 36
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高 43	
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高 43	
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額 44	
エ.使途別の貸出金残高 44	
オ.業種別の貸出金残高及び 貸出金の総額に占める割合 44	
カ.預貸率の期末値及び期中平均値 42	
④有価証券等に関する指標	
ア.商品有価証券の種類別の平均残高 45	
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高 45	
ウ.有価証券の種類別の平均残高 45	
エ.預証率の期末値及び期中平均値 42	
4.金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制 21~22	
(2)法令遵守の体制 18	
(3)中小企業の経営改善(金融仲介機能のベンチマーク に関する開示)及び地域活性化のための取組状況 9~17	
(4)金融ADR制度への対応 64	
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 35~39	
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ①破綻先債権に該当する貸出金 7~8	
②延滞債権に該当する貸出金 7~8	
③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 7~8	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 7~8	
(3)自己資本の充実の状況について 金融庁長官が別に定める事項 47~53	
58~60	
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は 契約価額、時価及び評価損益 ①有価証券 45~46	
②金銭の信託 46	
③第102条第1項第5号に掲げる取引 46	
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 49	
(6)貸出金償却の額 50	
(7)金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 36	
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの 40	
7.退職給付会計に関する事項 40	
※直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成 に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名 36	
連結(信用金庫法施行規則第133条等に基づく開示項目)	
1.子会社等の概況に関する事項 70	
2.直近の2連結会計年度における財産の状況	
自己資本の充実の状況について金融庁長官が 別に定める事項(バーゼルⅢ)	
I.単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の 開示事項	
1.自己資本の構成に関する開示事項 47	
2.定量的な開示事項	
(1)自己資本の充実度に関する事項 48	
(2)信用リスクに関する事項 49~50	
(3)信用リスク削減手法に関する事項 51	
(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 51	
(5)証券化エクスポートジャーナーに関する事項 52	
(6)出資等エクスポートジャーナーに関する事項 52~53	
(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポートジャーナーに関する事項 53	
(8)金利リスクに関する事項 53	
(9)オペレーション・リスクに関する事項 53	
II.連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度 の開示事項	
1.自己資本の構成に関する開示事項 54	
2.定量的な開示事項 55~57	
III.定性的な開示事項 58~60	
金融再生法開示債権	
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 8	
業界申し合わせ事項	
総代会に関する情報開示 67~68	
※各表中の記載金額で「-」は、該当金額がないことを表示しています。 ※各表中の記載金額で「0」は、該当金額があるものの、単位未満であることを表示しています。 ※各表中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。	